

かけはし21

創刊号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花 俊 裕

主な内容
・発行によせて
・中央の動き
・農業者年金の紹介
・農地Q&A
・地域の動き
・農委関係予算
・農業委員表彰
・新聞・図書
の紹介コーナー
6 5 4 3 2 1



徳島県農業会議
会長 四宮 肇

発刊によせて

今、農業生産の現場においては、担い手の減少や高齢化の進展に伴って耕作放棄地や遊休農地が増える傾向にある中で、農業・農村の持続的な発展に向けた実践活動の展開や農業内部での生き残りをかけた戦いが繰り広げられています。

しかし、近年国際レベルの産地間競争がますます激しくなり、小売店には輸入農産物が溢れ、消費者の農産物に対する感覚を麻痺させると同時に、恒常的な価格の低迷を引き起こしております。

更に、WTO農業交渉等においては、日本農業を根底から揺るがすようなやりとりがされており、今まさに、日本農業は窮地に立たされているといっても過言ではありません。そういった中で、農業委員会は、それぞれの地域・農業者を代表する農業委員によるネットワークを活かし、地域農業を振興する推進組織とあわせて、農業者の公的利益代表機関としての役割を担って活躍されております。

また、「食料・農業・農村基本計画」を実現するための重点施策の一つとして、平成十九年度から導入されることになっている「品目横断的経営安定対策」では、認定農業者と特定農業団体等の集落営農に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換されることになりました。

従って、平成十九年度からスムーズにスタートが切れる体制づくりを進めることが必要不可欠でありますので、農業委員会系統組織を挙げて認定農業委員等の担い手の育成・確保に取り組まなければなりません。

農業会議としても、関係機関と密接な連携を図りながら、全力を挙げてバックアップしたいと考えております。また、地域におけるきめ細かな農業委員会活動をスムーズに展開するため、常にタイムリーな情報発信を心がけた運営に努めていきたいと考え、情報誌（季刊）を発刊することいたしました。この情報誌を農業者や農業委員会との情報交流の場として大いに活用したいと考えておりますので、積極的に情報をお寄せいただければ幸いです。

常任会議員の紹介

会長 四宮肇、副会長 赤澤孝行、(同)多田忠明、常任会議員、石川稔、原賢治、藤本一雄、藤原義員、藤野裕行、中川昭彦、中西泰雄、麻植孝義、東亨一、多田務、林富雄、山口喜善、橋本登、畠山正夫、近藤安市、上岡豊、和田健、三澤和夫、向井裕博、植田美恵



徳島県農業会議第303回常任会議員会議

あぜ道の声

子 齋藤要、成谷つね子、井内潔、坂尾治雄(以上、敬称略)

設の中とは言え、農地を活用して農業生産を行うことに変わりはないことから、「転用案件に値する」と判断されることに矛盾がある。

事実、シイタケの菌床栽培に限らず、施設栽培という生産形態が普及している中で、農業生産の実態が現行の農地法という「耕作」という概念と合わなくなってきた。

このような生産現場の状況を踏まえて、将来とも農業を続けていくための優良農地として確保し続けていくという意味からも、農地のままで存置しておくべきである。

そのためには、農地法第二条で謳っている「農地」の定義を変えることには困難が伴いつつも、「耕作」の解釈を、菌床シイタケなどのような施設を活用した生産形態が普及しているという実態に合わせて、見直すことについては十分な論拠があると思われるので、ねばり強く求めていく必要があると考えている。

中央の動き

戦後農政の大転換、新たな経営安定対策の創設

十七年三月に策定された食料・農業・農村基本計画において、十九年産から品目横断的経営安定対策を導入することが明らかにされていますが、政府・与党は、平成十七年十月二十七日に、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策を内容とする「経営安定対策等大綱」を決定しました。

平成十九年産から導入される品目横断的経営安定対策は、WTO農業交渉における国際規律の強化に対応して、これまでの全農家を対象としてきた品目毎の価格政策から、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換するもので、戦後の農政を根本から見直したものとなっている。

今後、平成十九年産からの導入に向けて、生産者や関係機関・団体が一体となり、認定農業者の育成・確保や集落営農の組織化を推進するなど、農業・農村を将来にわたつ

て託せる担い手をつくり上げていくことが急務となっている。

品目別対策から「担い手」の経営安定対策へ

現在講じられている

麦作経営安定資金や大豆交付金など、品目別対策を見直し、担い手の経営に着目した品目横断的経営安定対策に転換される。具体的には、市場で顕在化している麦、大豆、てん菜等の対象品目について、諸外国との生産条件格差を是正するための対策（ゲタ）となる直接

支払いを導入するとともに、米、麦、大豆、てん菜等の対象品目について、その販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合に、その影響を緩和するための対策（ナラシ）の導入と併せて、十八年夏頃までにこれらの加入手続きが始まる予定。なお、具体的な支援水準などは、夏の概算要求から秋にかけて決定される見込みであるが、認定農業者の認定、集落営農組織の育成など、生産者、関係機関・団体による地域農業

の「担い手づくり」の早急な取り組みが求められている。

担い手の基準

対策の対象となる「担い手」は、認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たした集落営農組織で、一定規模以上の経営面積が必要とされている。認定農業者の場合は四ヶ年で、集落

営農組織の場合は二〇ヶ年を基本原則としている。加えて、集落営農組織については、経理の一元化や法人化の計画、地域の農地の三分の二以上を利用集積する目標などの要件を同時に満たす必要がある。ただし、経営規模要件については、基本原則以外に、三つの特例が設けられている。

一つめは所得特例で、複合経営等により相当水準の所得（当該市町村の基本構想で定める所得目標の半分を超えていること）を得ており、対象品目の収入、所得、経営規模のいずれかが経営全体の三分の一以上である場合である。

二つめは、集落の農地が少ないなど物理的な制約がある場合は、面積規模の要件を基本原則の概ね八割（中山間地域の集落営農は五割）まで緩和する。

三つめは、地域の生産調整面積の過半を受託する転作受託組織の場合で、二〇ヶ年に生産調整率をか

けた分の範囲内で緩和（下限は七割）される。中山間地域の転作受託組織の場合は、さらに八分の五をかけた範囲（下限は四割）まで緩和が可能である。また、この組織については、当面の措置として、農地の集積目標は三分の二以上から二分の一以上に弾力化されている。なお、これら三つの特例要件について、市町村別に試算した結果が既に通知されている。

全国農業委員会会長代表者集会開かれる（報告）

全国から農業委員会会長や代表者約千人が参加して十一月二十九日東京の九段会館で開催。来賓として臨席された自民党総合農政調査会の谷津義男会長、同農林部会の西川公也部会長から農業委員

会活動への大きな期待と激励が寄せられた。この集会には本県からも十四人の会長や代表者が参加した。

「新たな食料・農業・農村基本計画」の実現に向けて、第一部では各地の農業委員会の取り組みとして、「担い手への農地利用集積」「農地パトロールの成果」「遊休農地の解消への取り組み」事例の報告があり、これをもとに対話・研修が行われた。

第二部では、これまでの農業委員会系統組織で積み上げてきた政策提案の実現を図るため、新たな食料・農業・農村基本計画の具体化と必要な予算の確保に関する重点要請決議、WTO農業交渉並びにEPA/FTA交渉に関する要請決議、規制改革・民間開放推進会議等における検討に関する要請決議の三つを採択するとともに、「農地と担い手を守り活かす運動」の取り組み強化に関して力強い申し合わせ決議がなされた。集会の後、決議された要請事項が具体的に実現されるよう、本県選出の国会議員に対して要請活動を行った。

安全で高利回りな農業者年金を推進しよう！

新しい農業者年金がスタートして四年、加入者からお預かりしている保険料は安全かつ効率的な運用方針の下、約四年間で+3・66%の総合利回りが保たれてる。

直近の平成十七年四月から九月にかけての運用も+4・74%と高利回りを維持しており、農業者の老後生活の安定を図

る上で、新しい農業者年金は非常に有利な制度といえる。

しかしながら、徳島県下においては、毎年の農業者年金の新規加入者は十名にも満たない状況（平成十六年度九名）が続いており、このメリットを享受している農業者は、県下で三五五人（平成十七年十一月末現在）

しかない。

農林水産省の統計調査によれば、農業者で世帯主が六五歳以上の夫婦の平均家計費は、二六万四千円となっており、国民年金に四〇年加入した夫婦の場合でも給付月額が十三万二千円しかないため、老後を不安なく過ごすためにはどうしても国民年金以外の年金への加入を考えなければならぬ。このような状況にビツタリの年金が新しい農業者年金である。

新しい農業者年金は、

自分の年金を自分で積み立てる少子高齢化時代に強い年金制度で、しかも農業者年金基金が安全で効率的な運用を行っているだけでなく、加入者に対するメリットが多数ある。

先行きの見えない時代だからこそ、農業者の老後生活の安定のために農業委員会として多くの農業者に農業者年金を勧める必要があるのではないだろうか。農業会議は農

農地に関する相談Q&A

【質問】 私は二〇アールの農地を農地法の許可を受けて、Aさんに貸していました。最近Aさんが死亡したので農地を返してもらいたいと思っています。しかし、Aさんと結んでいた契約が賃貸借契約であったため、この契約は相続の対象となり二〇アールの農地は返してもらえないと聞きました。この場合、私が死亡したAさんとの間に結んだ賃貸借契約はAさんの相続人に引き継がれるのでしょうか。また、契約期間が満了した場合、契約は自動的に消滅するものと考えてもいいのでしょうか？

【回答】 農地の賃借権も相続の対象となりますので、あなたが言つておりAさんの相続人が賃借権が相続した後において賃借の契約期間が満了し

たときは、被相続人のAさんが生存中に契約期間が満了した場合と同様です。

農地の賃貸借で期間の定めがある場合は、その期間が到来しても当然にその賃貸借が終了するといふことはなく、期間満了の一年前から六ヶ月前までに賃借人に対し更新の拒絶の通知をしないかぎり、期間が満了したときは、従来と同一の条件でさらに賃貸借したものとみなされます。

農業者年金制度のメリット

農業委員会とともに新しい農業者年金が農村現場に再び定着するよう加入推進活動に力を注いでいる。

- 少子高齢化の影響を受けない年金制度、保険料は自由に選択、八〇歳までの保証が付いた終身年金、認定農業者等の担い手には保険料の国庫助成、保険料の全額が社会保険料控除

会計実地検査の状況

平成十七年十二月十二日から四日間、徳島県下十一の農業委員会が会計実地検査を受検した。

農業委員会での主な検査内容は、国有農地の管理業務ならびに平成十二年度以降に国の補助事業で導入した農地地図情報システム等の活用状況等についてであった。十六日に県庁で行われた講評



では、国有農地に関して貸付地における営農状況の把握が不十分であることや、未貸付地の管理そのものができていないという厳しい指摘があった。また、農地地図情報システムについては、合併前の旧市町村に導入されていたシステムのデータが更新されていないことや、近いうちに市町村合併を控えているにもかかわらず、合併後のシステムの活用方針を明確に定めていないことについて、システムの有効活用の観点から改善措置が必要であると指摘された。いずれの場合も、「今後全国的な調査を実施した上で、改善措置を要求していく方針である」との話があった。

今回の受検の有無に関わらず、農業委員会は導入されたシステムの十分な活用はもちろんだが、市町村合併後の対応についても、早い段階から協議を重ね、一定の方針を明確に定めておくことが求められそうだ。

地域の動き

阿南市に本県第一号
集落営農法人誕生

担い手不足、機械の過剰投資、遊休地の増加、転作などの問題解消のために阿南市新野町重友地区で十七年十一月二日集落営農法人「農事組合法人しげとも」野々宮英樹代表理事（会員二十七戸）が県内第一号として誕生した。

重友地区では昨年二月頃から県・市・JA職員が参画して三〇回程度の会合を重ねて設立の運びとなった。先進県の例では、数年の月日がかかり、多い地区では八〇回余りの会合も珍しくないとのこと、重友地区が比較的短期間に設立されたのは農業支援センター、市、農業委員会、JA、

農事組合法人「しげとも」設立総会



設立総会で記念講演する島根県の糸賀盛人さん

農業会議などの関係機関が連携を図りながら進めてきたのが要因ともいえる。集落営農法人は、中山間農業が担い手不足問題など危機的な状況にあるなかで、それを救う有効な手段として全国的に推進が図られているが、本県で第一号が誕生したこと、県内の中山間地域での集落営農法人化に向けた動きが活発化されるものと関係者の間では大きな期待を寄せている。

徳島市の取り組み

農業・農村の図画コンクール

徳島市農業委員会（多田忠明会長）は、市・教育委員会・JA徳島市の後援により、子供達が農業と農村に対する理解と感心を深め、自然に満ちた健康的な生活の大切さと、人間関係に役立てる取り組みとして、「小学生の図画コンクール」を毎年実施し、今回で三回目の開催で市内の四年から



多田会長から表彰状を授与された上八万小6年の東くん

六年生の小学生から五十四点の応募があった。表彰式は十七年十一月十九日に市農林水産展の会場で行われ、入賞者には賞状と記念品、副賞として農業委員さんが育てた農産物が贈られた。

図画コンクールでは、農業と農村をテーマとし、農業とは苗の植え付けから手入れ・収穫の農作業や家畜のいる風景、農村には田園・農村・農地のある風景や農村交流の状況となっている。審査



図画コンクールでの展示

れた。農業と農村風景に訪れた人々は足を止め図画に見入っていた。多田会長は「子供達に農業と農村の自然な風景と、市内で穫れた農産物に興味をもってもらうことが、子供が健全に育つための食育教育であるので、今後も続けていきたい」と話していた。

上板町認定農業者
経営局長賞を受賞

農業経営の改善に積極的に取り組み、地域農業の振興や活性化に寄与している意欲と能力のある優良認定農業者を表彰する。平成十七年度優良担い手表彰発表事業（全国担い手育成総合支援協議会主催）の全国審査委員会で個人施設利用型農業の部門において、徳島県担い手育成総合支援協議会（事務局 徳島県農業会議）から推薦していた上板町認定農業者の廣澤克典さんが経営局長賞を受賞することが決定した。

平成十八年度農委関係予算から

平成十八年度の農業委員会組織関係予算案等についてはその大半が税源移譲される一方、強い農業づくり交付金(約十四億五千万円)と新たな仕組みがある国の直轄採択事業(約八億円)で新規予算が措置されたところです。

農業委員会交付金と税源移譲

農業委員会交付金については、十六年度予算における財務省との調整において、「三年(十八年度まで)で二割程度の縮減」と、昨年決定した「三位一体改革」を踏まえた「三億円



永年勤続の農業委員を顕彰

永年にわたり地域農業の発展や農業者の良き相談相手として尽力された農業委員に対して、十七年度農林水産大臣表彰状の伝達式と県知事の感謝状の授与式が十一月十九日に県庁十一階の講堂で行われ、知事代理の河野徳島県農林水産部長から表彰状の伝達と感謝状が授与された。

受賞された農業委員の皆さんは、次の十四名(敬称略)の方々です。
農林水産大臣表彰
西野毅一郎(嶋門市)
徳島県知事感謝状
飯沼義明(小松島市)、
大久保賢一、藤井達也(吉野川市)、藤本尚道(美馬市)、田上明信、林秀樹(那賀川町)、長坂武竹治一雄(羽ノ浦町)、井知岡武春、日野展義(那賀町)、池原満(海南町)、溝内兆(海部町)、濱崎禎文、東田五郎(六喰町)

六一八万円となった。

農業委員会交付金の税源移譲の内容

税源移譲額として、昨年決定された人件費の農家数割分の三億円に加え、人件費の農地面積割分三億円を追加し、総額四六億円が平成十八年度から税源移譲されるが、農林水産省では、この税源移譲については、国からの交付金が住民税の財源に振り替わるものであり、削減ではないとの認識のもとに、移譲された

農業委員会組織予算

農業委員会組織予算は、十七年度と同様、法令に基づき義務的な経費である都道府県農業会議会議員手当等負担金、農業委員会費補助金(業務費)については、農業委員会等に必要な経費として維持された。

税財源が農業委員会の経費として使われることが担保されるよう地方農政局及び農委系統組織を通じて、きっちりともたリングしていくこととされている。

また、「強い農業づくり交付金」として、都道府県農業会議や市町村農業委員会を実施主体とした従来の担い手対策や農地利用集積対策等の事業費は、その大半が税源移譲された。

強い農業づくり交付金

農業会議、農業委員会関係の予算のうち、「強い農業づくり交付金」の中で措置されていた、優良農地確保支援対策等(農地情報利用効率化対策事業、農業委員会活動強化対策事業)、認定農業者利用調整推進事業、都道府県農業改善推進支援は地方税源移譲された。

一方、集落営農の組織化・法人化などの新たな取り組みについては、強い農業づくり交付金の中で新規に創設されたほか、国の直轄採択事業として

特別事業一億円(十七年度見返り新規定額、農業委員会及び農業会議二億円)、連携強化推進体制整備(継続1/2、一、一六〇万円、農業委員会一、五六二万円、農業会議五九五万円)の四つ

農地の利用調整活動支援事業

平成十九年度から導入される品目横断的経営安定対策の推進に向け、国の直轄採択事業として、担い手育成総合支援協議会(農業委員会・都道府県農業会議)が認定農業者や集落営農組織を対象に行う農地の利用調整活動を促進するための新規予算として総額七億九、九九七万円の以下の事業が措置された。

集落農地等利用調整等効率化支援事業
集落農地等利用適正化推進事業
認定農業者農地等利用調整促進事業
地域活動サポート推進事業

新規就農者のための ガイド本を発行

「数年、都会のサラリーマンや若者の間で、新しく農業をやってみようという人たちが増加し、新規就農に関する問い合わせが多くなっている。

このため、徳島県と徳島県新規就農相談センター（徳島県農業会議）では、新規就農希望者の就農相談に対応するため、新規就農者のガイドブック『今だからこゝ農業のスズメ』四判六二頁）を発行した。ガイドブックは、新規就

農に必要な基礎的知識、経営・技術の習得、資金融資、農地の取得方法など、新規就農希望者の疑問に答える内容となっている。

ガイド本を無料で配布します。希望者は徳島県農業会議 電話〇八八・六二一・三〇五四）までお問い合わせください。



全国農業新聞の 普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的利益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週間の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

企業の農業参入相談窓口を開設

深刻な遊休農地問題に対処するため、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまで構造改革特区内に限って認められていた一般企業に対する農地の貸し付け（リース）制度を、全国に拡大して実施する「特定法人貸付事業」が創設され、平成十七年九月一日に施行され

ました。この新たな制度では、市町村自らが、農地の相当部分が遊休化したり、今後遊休化するおそれがある地域の内から、農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付けを行うことができる区域を設定。その上で、市町村等と農地を借受けようとする法人がきちんと農業を行う旨

の協定を締結し、市町村等が農地の貸付けを行うというもの。仮に、農地を借受けた法人が、協定に違反して農業を継続しなかつた場合には、リース契約を解除することができ、る仕組みとなっている。徳島県新規就農相談センター（徳島県農業会議内）では、これら一般企業の農業参入に対応して、このほど相談窓口を開設しましたので、お知らせします。

全国農業図書紹介

農業委員の活動強化 のための必携図書



地域農業の再生に向けた農業委員の日常活動を強化するための記録ノートです。農業委員が担当地区における農家相談や遊休農地の解消、農地流動化、無断転用の防止などの活動実績をとりまとめるためのものです。（定価 五百円）

農家相談の手引き



農地の法律・制度から農業経営の支援施策まで、農家にかかわる幅広い諸

制度を最新PR資料などで解説したカラーの小冊子。平成十七年度版では、農業経営基盤強化促進法など農地制度の改正を解説した新たな資料を収録、市民農園から遊休農地の発生防止・解消対策を盛り込んでデザインを一新、農業委員や地域リーダーの皆さまに農家相談の手引として、お役立ていただきたい一冊です。（定価 七百元）

認定農業者の経営 改善ブック



認定農業者が自ら経営改善が図られるよう、自らが経営改善を確認できる「チェックシート」、経営の状況を確認できる「簡易な経営分析表」を収録。また「マーケティング的発想と行動」の基礎知識を紹介しています。経営改善のた

めの支援施策の活用方法、経営改善の優良事例（事例）も紹介しています。その他、基礎的経営管理のための複式簿記と青色申告のススメ、後継者や配偶者の意欲が高まる家族経営協定のススメなども盛り込んでいます。認定農業者だけでなく、これから認定農業者を目指す人や、認定農業者を支援する関係機関・団体の方々にも活用頂きたい内容です。（定価 七百元）

あ と か き

題字「かけはし21」について
農業委員会系統の組織理念である、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる」かけ橋」をイメージし、21は21世紀を表現しました。

徳島県農業会議へのお問い合わせ
TEL (088)621-3054 fax (088)655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp